

**カンボジアが第 151 番目の PCT 加盟国となることに伴い
審査の早期化戦略において留意すべき事項**

2016年10月17日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

特許協力条約 (PCT) は 1970 年以来、これまで、複数回にわたって改正されてきました。1978 年には、僅か 18 締約国であったのが、今や 151 加盟国を数えるまでになりました。2016 年だけでも、既に 2ヶ国 (ジブチ、クウェート、) が PCT に加盟しており、このたび、カンボジアが PCT の加入書を世界知的所有権機関 (WIPO) へ寄託しました。

アセアン諸国は日本企業の今後の事業展開先として有望視されています。カンボジアは、2011 年以降 7% を超える高成長を維持しており、多くの日系企業がカンボジアに進出しています。また、経済発展に伴って、カンボジアにおける特許出願件数も増加している一方、特許出願の未審査滞貨は一向に減少しない状況にあります。このような状況に鑑み、日本国特許庁は、カンボジア工業手工芸省に対して特許の取得を容易にするための協力を行うことになりました。

以下に、カンボジアの PCT 加盟、および、カンボジアが PCT 加盟国となることに伴い審査の早期化戦略において留意すべき事項について説明します。

【全 4 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。